

提	2
総会	1 6 7

提 案

日本学術会議細則の一部を改正する決定案

- 1 提 案 者 会 長
- 2 議 案 標記について、別紙案のとおり改正すること。
- 3 提案理由 内閣府設置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十一号）の施行に伴い、「日本学術会議事務局内部組織規則」を改正するものである。

（参考）

○日本学術会議細則（抄）

（総則）

第1条 日本学術会議（以下「学術会議」という。）の運営に関する事項は、日本学術会議会則（平成17年日本学術会議規則第3号、以下「会則」という。）に定めるもの及び会則において幹事会で定める事項とされているもののほか、この細則の定めるところによる。

（常置の委員会の設置）

第10条 機能別委員会は、別表第2のとおり設置することとし、運営に関する事項は、幹事会が定める。

2 略

○内閣府設置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十一号）（抄）

第18条第1項中「総合科学技術会議」を「総合科学技術・イノベーション会議」に改める。

日本学術会議細則（平成１７年１０月４日日本学術会議第１４６回総会決定）の一部を次のように改正する。

改 正 案			現 行		
別表第２（第１０条関係）			別表第２（第１０条関係）		
委員会名	委員長	職務	委員会名	委員長	職務
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
科学と社会委員会	(略)	勧告、要望及び声明の内容等の検討（幹事会決定事項）、 <u>総合科学技術・イノベーション会議</u> との連携に資するための審議課題の検討、国民の科学に対する理解の増進、その他学術会議と政府、社会及び国民等との関係に関すること	科学と社会委員会	(略)	勧告、要望及び声明の内容等の検討（幹事会決定事項）、 <u>総合科学技術会議</u> との連携に資するための審議課題の検討、国民の科学に対する理解の増進、その他学術会議と政府、社会及び国民等との関係に関すること
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

提	3
総会	1 6 7

提 案

日本学術会議事務局組織規則の一部を改正する規則案

- 1 提 案 者 会 長
- 2 議 案 日本学術会議事務局組織規則の一部改正について、別紙案のとおり改正すること。
- 3 提案理由 内閣府設置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十一号）の施行に伴い、「日本学術会議事務局内部組織規則」を改正するものである。

（参考）

○内閣府設置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十一号）（抄）

第18条第1項中「総合科学技術会議」を「総合科学技術・イノベーション会議」に改める。

○日本学術会議規則第 号

日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）第二十八条の規定に基づき、日本学術会議事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 年 月 日

日本学術会議会長 大西 隆

日本学術会議事務局組織規則の一部を改正する規則

日本学術会議事務局組織規則（平成十七年日本学術会議規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第十一号中「総合科学技術会議」を「総合科学技術・イノベーション会議」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

改正案	現行
（企画課の所掌事務） 第四条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇十 （略） 十一 総合科学技術・イノベーション会議及び関係機関並びに学術研究団体等との連絡調整に関すること。 十二〇十七 （略）	（企画課の所掌事務） 第四条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇十 （略） 十一 総合科学技術会議及び関係機関並びに学術研究団体等との連絡調整に関すること。 十二〇十七 （略）

日本学術会議事務局組織規則（平成十七年日本学術会議規則第一号）改正案 参照条文

○日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）（抄）

第二十八条 会長は、総会の議決を経て、この法律に定める事項その他日本学術会議の運営に関する事項につき、規則を定めることができる。